

上京区に転入された方 上京区から転出される方は、各種手続きをお忘れなく!

種類	転入元又は転出先	転入		転出		上京区の窓口
		必要なもの	提出期限	必要なもの	提出期限	
転入届・転出届	市外	転入証明書、届出人確認書類(★)、本人・世帯主以外の場合は委任状、印鑑	転入日から14日以内	届出人確認書類(★)、本人・世帯主以外の場合は委任状、印鑑	転出日までに	市民窓口課 窓口担当 (☎441-5057) ※日曜臨時開所でも手続きができます(1面下の記事を参照)。
	市内他区	届出人確認書類(★)、本人・世帯主以外の場合は委任状、印鑑	-	手続き不要(新住所地窓口で届出を)	-	
印鑑登録	市外	登録する印鑑、届出人確認書類(★)(※1)、本人以外の場合は委任状	-	届出人確認書類(★)、本人・世帯主以外の場合は委任状、印鑑	転入日から14日以内	保険年金課 資格担当 (☎441-5130)
	市内他区	手続き不要	-	手続き不要(新住所地窓口で届出を)	-	
国民健康保険	市外	印鑑、保険証(※2)、本人確認書類	転入日から14日以内	印鑑、保険証(※2)、本人確認書類	転出日までに	福祉介護課 介護保険担当 (☎441-5106)
	市内他区	印鑑、本人確認書類、要介護認定を受けている場合は受給資格証明書		印鑑、介護保険被保険者証、各種減額証(お持ちの方)	手続き不要(新住所地窓口で届出を)	
介護保険(65歳以上の方、被保険者証をお持ちの方)	市外	印鑑、介護保険被保険者証、各種減額証(お持ちの方)	-	印鑑、介護保険被保険者証、各種減額証(お持ちの方)	転出日までに	保険年金課 保険給付・年金担当 (☎441-5138)
	市内他区	「住所変更届(はがき)」を、年金事務所へ送付(保険年金課でご用意しています。)	-	年金手帳 手続き不要	手続き不要(新住所地窓口で届出を)	
国民年金(受給者)	市外	印鑑、本人確認書類、負担区分証明書	転入日から14日以内	印鑑、後期高齢者医療被保険者証	転出日までに	保険年金課 資格担当 (☎441-5130)
	市内他区	印鑑、後期高齢者医療被保険者証		印鑑、後期高齢者医療被保険者証	印鑑、後期高齢者医療被保険者証	
国民年金(加入者)	市外	年金手帳 手続き不要	-	年金手帳 手続き不要	-	保険年金課 資格担当 (☎441-5130)
	市内他区	印鑑、本人確認書類、負担区分証明書	-	印鑑、後期高齢者医療被保険者証	転出日までに	
後期高齢者医療(75歳以上の方、被保険者証をお持ちの方)	市外	印鑑、本人確認書類、負担区分証明書	転入日から14日以内	印鑑、後期高齢者医療被保険者証	転出日までに	保険年金課 資格担当 (☎441-5130)
	市内他区	印鑑、後期高齢者医療被保険者証		印鑑、後期高齢者医療被保険者証	印鑑、後期高齢者医療被保険者証	
原動機付自転車など	市外	印鑑、ナンバープレート、廃車届受理証明書が必要な場合は本人確認書類	-	印鑑、ナンバープレート、廃車届受理証明書が必要な場合は本人確認書類	-	軽自動車税担当 (☎441-5068)
	市内他区	印鑑、廃車証明書(再登録用)又は各種減額証(お持ちの方)	-	印鑑、ナンバープレート、廃車届受理証明書が必要な場合は本人確認書類	-	

<その他の手続き>
 ○乳幼児健診、母子健康手帳、精神障害者等
 ⇒健康づくり推進課母子・精神保健担当(☎441-2873)へ
 ○特定医療(指定難病)・特定疾患医療
 ⇒健康づくり推進課成人保健・医療担当(☎441-2872)へ
 ○児童扶養手当
 ⇒支援保護課支援第一担当(☎441-5119)へ
 ○特別障害者手当・特別児童扶養手当
 ⇒支援保護課支援第二担当(☎441-5121)へ
 ○福祉医療(老人・重度心身障害者・ひとり親家庭等・子ども)・児童手当・敬老乗車証
 ⇒福祉介護課福祉担当(☎441-5103)へ

<水道>
 引越し等で水道の使用を開始又は中止されるときは、あらかじめ(およそ一週間前までに)ご連絡をお願いします。
連絡先=一条通以北にお住まいの方は北営業所(☎462-3251、FAX 463-4826)、一条通以南にお住まいの方は丸太町営業所(☎841-9146、FAX801-9627)まで

<大型ごみ> 申込みから収集まで1週間程度かかりますので、申込みはお早めに。
料金=有料 ※次に掲げるものは大型ごみとして収集できません。テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は家電リサイクル法の対象であるため、販売店に引取りを依頼するか、郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所へ持ち込んでください。
受付時間=毎日 午前8時30分～午後4時30分
申込み=大型ごみ受付センター(フリーダイヤル0120-100-530(通話料無料)、携帯電話からは☎0570-000-247(通話料有料))。申込み以外の問合せは生活環境美化センター(☎691-9376)まで

★ 届出人確認書類・本人確認書類…運転免許証、パスポート、健康保険証など
 ※1 本人が運転免許証等の官公署発行の本人確認書類(写真付)を持参した場合は即日登録可
 ※2 すでに世帯の中で保険証が発行されている場合

自治会・町内会に入って住みよいまちを ～京都市は、自治会・町内会を応援しています～

固定資産評価額の縦覧について
 固定資産税の納税者の方が所有されている資産(他の資産の価格(評価額)と比較し、確認していただくため、固定資産(土地、家屋)の価格の縦覧を行います。
期間 4月1日～30日 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)
縦覧できる方 その区の固定資産税の納税者(1月1日時点の所有者)、相続人、納税管理人及びこれらの代理人(土地の納税者は土地の家屋の納税者は家屋の縦覧簿を縦覧できます)。
場所 資産所在地の区役所・支所 資産所在地の区役所・支所 資産所在地の区役所・支所
縦覧に必要なもの
 ○納税者 納税通知書(お持ちでない場合は、本人確認書類(運転免許証・健康保険証等))
 ○相続人 戸籍謄本等、本人確認書類
 ○代理人 委任状、本人確認書類
審査の申出 固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日(60日)までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。
受付窓口 資産所在地の区役所・支所の固定資産税担当
 ○固定資産課税(☎441・5006)・5008、2階②番窓口)

出し方を説明しています。
 ごみの収集や出し方等について、ご不明な点があれば、上京エコまちステーションまでお気軽にお問い合わせください。
 (☎)上京エコまちステーション(☎308・0776、1階②番窓口)

原動機付自転車、軽自動車等の廃車申告等はお早目に!
 軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者(所有権留保の場合)は使用者に課税されます。譲渡、廃棄、盗難等により、原動機付自転車や軽自動車等を所有されていない場合は、4月1日(水)までに必ず下記の申告先に廃車及び異動の申告をしてください。申告がない場合は、平成27年度以降も軽自動車税が課税されます。
 なお、平成27年度から実施が予定されておりました原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車の税率の引上げについては、1年延期される予定です。
申告・問合せ
 ○原動機付自転車(25cc以下のバイク及びミニカー)及び小型特殊自動車(フォークリフト、農耕作業用のものなど)：軽自動車税担当(☎441・5008)、市納税推進課(☎213・5467)
 ○3輪・4輪の軽自動車：軽自動車検査協会京都事務所(☎50・30816・8444)
 ○25cc超25cc以下のバイク(廃車したとき：京都府軽自動車協会(☎6519)
 ○25cc超のバイク：京都運輸支局(☎540・2006)
 ○25cc超のバイク：京都運輸支局(☎540・2006)

上京区地域介護予防推進センター 各種教室のご案内

名称	日時	会場	内容
ころばん塾(運動器の機能向上プログラム)	4月1日～6月24日の毎週水曜日 全11回 午前11時～正午 (休)4月29日、5月6日	花友じゅらくだい(中立売通曹恵光院西入)	ストレッチ、下肢筋力向上・バランス予防運動、体力測定、講話など。
ひらめき塾(認知症予防プログラム)	4月3日～7月31日の毎週金曜日 全16回 午後1時30分～2時45分 (休)5月22日、7月24日	小川特別養護老人ホーム(小川通今出川下西入東今町)	認知症についての学習会、脳トレーニング、ゲームなど。
	4月3日～7月31日の毎週金曜日 全16回 午後3時～4時15分 (休)5月22日、7月24日	同上	同上

※いずれも要支援・要介護状態以外で、区内在住の65歳以上の方が対象で、定員10名程度。要予約。参加費無料。
申込先 上京区地域介護予防推進センター(☎417-4707、小川通今出川下西入東今町 京都市小川特別養護老人ホーム内)
 ☎=支援保護課支援第二担当(☎441-5121)

ここはどこ? 第228回

法輪寺(遠磨寺)です。

前回の正解は法輪寺(遠磨寺)です。

多くのご応募ありがとうございます。

正解者の中から、抽選で3名の方に記念品を差し上げます。

はがきに、答えと住所・氏名・年齢・本紙への感想等(感想は紙面で掲載の場合同じ)を記入の上、〒602-8511 上京区役所(かみきょう)係まで、締切りは3月31日消印有効。

飼犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

生後91日以上の飼犬は、狂犬病予防法により、年1回の狂犬病予防注射と生涯一度の登録が義務付けられています。犬を飼っておられる方は、ご都合のよい会場をご利用ください。

今回も、日曜日の4月19日に西陣中央小学校において実施します。

料金
 ・登録がまだの方 6,900円
 ・登録済みの方 3,300円
 ・登録済みの犬に引き継ぎを付け、犬を中止できる方が同伴してください。また、ふんは必ず始末するなど、他人に迷惑がからないようにしてください。

鑑札と注射済票は必ず首輪に付けてください。
 犬の所有者、所在地等が変わったとき、死亡したときは、保健センターに届け出てください。
 ☎=衛生課(☎441・2076)

平成27年度 狂犬病予防注射実施日程(4月)

実施日	実施会場	時間
2日(木)	翔鸞小学校(東門) 乾隆小学校(体育館前)	午後2時～3時 午後3時30分～4時
3日(金)	仁和小学校(東門) 嘉楽中学校(西北門)	午後2時～3時 午後3時30分～4時
6日(月)	京極小学校(北門) 元春日小学校(プレハブ棟前)	午後2時～3時 午後3時30分～4時
7日(火)	二条城北小学校(東南門) 元待賢小学校(西北門)	午後2時～3時 午後3時30分～4時
8日(水)	室町小学校(西門) みつば幼稚園(北側通用門)	午後2時～2時45分 午後3時15分～4時
9日(木)	新町小学校(東門) 京都まなびの街 生き方探求館(西北門) [上京消防署西隣]	午後2時～2時45分 午後3時15分～4時
10日(金)	正親小学校(西門) 元聚楽小学校(東門)	午後2時～3時 午後3時30分～午後4時
19日(日)	西陣中央小学校(大宮側東門)	午後2時～3時30分

新鑑札 犬の所有者、所在地等が変わったとき、死亡したときは、保健センターに届け出てください。
 ☎=衛生課(☎441・2076)

注射済票 犬の所有者、所在地等が変わったとき、死亡したときは、保健センターに届け出てください。
 ☎=衛生課(☎441・2076)

犬 犬の所有者、所在地等が変わったとき、死亡したときは、保健センターに届け出てください。
 ☎=衛生課(☎441・2076)

こんにちは 北部土木事務所です
倒木や落石にご注意!
 昨年も、倒木による道路上での事故が発生しています。特に山間部を自動車等で通行の際は、倒木や落石に十分ご注意ください。危険な状況を見られた場合は、北部土木事務所までご連絡ください。
 また、上京区にお住まいでも、道路沿いに山林を所有・管理されている方は、間伐材が雨等により滑り落ちることはないか、枯れ木が強風等で倒木するおそれはないか、木が道路へ張り出して通行の支障となっていないかなど自主点検を行い、道路が安全に通行できるようにお願いします。



☎=北部土木事務所(☎492-3111)

区社協通信
ボランティアセンターにお越しのねんご
 お越しください。
日時 毎月実施しています(が、次回は3月22日(日)午後2時～4時(予定))
内容 ミニライブや専門職のお話しなど、楽しんでいただける企画をご用意してお待ちしております。
場所 花友じゅらくだい(中立売通曹恵光院西入多門町)
 ※市バス「曹恵光院中売」下車、徒歩1分。正親小学校北東の中立売通沿い入口があります。お車でお越しの際は、近隣のコインパーキング等をご利用ください。
対象 区内在住の方
 ☎=上京区社協(☎442・9500) FAX☎442・9500

保健だより
ハチに関するご相談
 ミツバチの巣に新しい女王バチが生まれる直前になると、古い女王バチはたくさん働きバチを連れて巣から飛び立ち、家の軒下や木の枝等に一箇所に集まり、一休みしていることがあります。これをミツバチの分封(ぶんぽう)といいますが、分封時のミツバチは、大変おとなしく人に害を与えることはないので、駆除する必要はありません。
 やがて分封中の働きバチが新しい巣の場所を見つけて、一斉に新しい巣の場所に移動します。分封は、春から秋にかけて行われ、新しい巣を見つけるまでに数日かかることもあります。ハチも自然の一員です。ハチの習性を知り、むやみに恐れず仲良く共存したいものです。
 その他、ハチに関するご相談は、上京保健センター衛生課(☎441・2076)まで。



選挙
日時 4月14日(火) 午後1時30分～3時
場所 地域力推進室(広聴担当)(陸の番窓口)
 ☎=京都府行政評価事務所(☎82・1100)

☎=衛生課(☎441・2076)